

令和6年度第1回弘前市都市計画審議会

議事録

会議の名称	令和6年度第1回弘前市都市計画審議会		
開催年月日	令和6年5月31日（金）		
開始・終了時刻	15時00分 ～ 16時00分		
開催場所	弘前市役所 前川新館6階 大会議室		
議長の名	弘前大学教育学部特任教授 北原 啓司		
出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 会長 北原 啓司 委員 大橋 忠宏 委員 蛭名 正樹 委員 石岡 千鶴子 委員 工藤 賢生 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 委員 工藤 裕介 委員 田中 秀樹 委員 成田 志生 委員 齊藤 嘉春 委員 阿保 博実 </td> </tr> </table>	会長 北原 啓司 委員 大橋 忠宏 委員 蛭名 正樹 委員 石岡 千鶴子 委員 工藤 賢生	委員 工藤 裕介 委員 田中 秀樹 委員 成田 志生 委員 齊藤 嘉春 委員 阿保 博実
会長 北原 啓司 委員 大橋 忠宏 委員 蛭名 正樹 委員 石岡 千鶴子 委員 工藤 賢生	委員 工藤 裕介 委員 田中 秀樹 委員 成田 志生 委員 齊藤 嘉春 委員 阿保 博実		
欠席者	委員 成田 繁則 委員 島 浩之		
事務局職員の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 都市整備部長 小山内 孝紀 都市計画課長 今井 郁夫 都市計画課長補佐 佐々木 正和 都市計画課計画係 係長 佐々木 真樹子 都市計画課計画係 主査 高谷 訓清 都市計画課計画係 主事 藤野 美優 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 上下水道部総務課長補佐 鎌田 孝教 上下水道部総務課 主幹兼係長 高屋 憲幸 青森県都市計画課上下水道グループ 主幹 佐藤 洋平 技師 三上 卓 </td> </tr> </table>	都市整備部長 小山内 孝紀 都市計画課長 今井 郁夫 都市計画課長補佐 佐々木 正和 都市計画課計画係 係長 佐々木 真樹子 都市計画課計画係 主査 高谷 訓清 都市計画課計画係 主事 藤野 美優	上下水道部総務課長補佐 鎌田 孝教 上下水道部総務課 主幹兼係長 高屋 憲幸 青森県都市計画課上下水道グループ 主幹 佐藤 洋平 技師 三上 卓
都市整備部長 小山内 孝紀 都市計画課長 今井 郁夫 都市計画課長補佐 佐々木 正和 都市計画課計画係 係長 佐々木 真樹子 都市計画課計画係 主査 高谷 訓清 都市計画課計画係 主事 藤野 美優	上下水道部総務課長補佐 鎌田 孝教 上下水道部総務課 主幹兼係長 高屋 憲幸 青森県都市計画課上下水道グループ 主幹 佐藤 洋平 技師 三上 卓		
会議の議題	1 開 会 2 委嘱状交付 3 議案審議 [付議案件] 議案第1号 弘前広域都市計画下水道の変更について（弘前市決定） [諮問案件] 議案第2号 弘前広域都市計画下水道の変更について（青森県決定） 4 閉 会		

令和6年度第1回弘前市都市計画審議会

会議内容

1 開 会

2 委嘱状交付

3 議案審議

[付議案件]

議案第1号 弘前広域都市計画下水道の変更について（弘前市決定）

[諮問案件]

議案第2号 弘前広域都市計画下水道の変更について（青森県決定）

4 閉 会

【15:00 開会】

令和6年5月31日 都市計画審議会 議事録

< 1. 開会 >

(佐々木都市計画課長補佐)

本日はご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、令和6年度第1回弘前市都市計画審議会を開催いたします。

本日の司会進行を務めます、都市計画課の佐々木と申します。どうぞよろしく申し上げます。

< 2. 委嘱状交付 >

(佐々木都市計画課長補佐)

それでは、次第のとおり委嘱状の交付に入ります。

青森県中南地域県民局地域整備部長の田中 秀樹 様と青森県警弘前警察署長の成田 志生 様が先の人事異動に伴いまして、第3号委員「関係行政機関の職員」として、新たに委員となられましたので、会議に先立ちまして委嘱状の交付を行います。

なお、本日は成田様が所用により欠席となりましたので、代理といたしまして、弘前警察署交通官の尾崎様が出席されております。

また、交付にあたりましては、弘前市長が別公務のため、都市整備部長の小山内より委嘱状を交付させていただきます。

お名前をお呼びしましたら、その場で起立の上、委嘱状をお受けくださいますようお願いいたします。

(佐々木都市計画課長補佐)

田中 秀樹 様

(小山内都市整備部長)

委嘱状 田中 秀樹 様

弘前市都市計画審議会委員を委嘱する。

任期は令和6年9月26日までとする。

令和6年5月31日 弘前市長 櫻田 宏

よろしく申し上げます。

(佐々木都市計画課長補佐)

成田 志生 様

(小山内都市整備部長)

委嘱状 成田 志生 殿

以下同文。よろしく申し上げます。

(佐々木都市計画課長補佐)

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

< 3. 議案審議 >

(佐々木都市計画課長補佐)

それではこれより議案審議に入らせていただきます。

初めに、事前に送付しております資料の確認をいたします。

次第、委員名簿、席図、議案の表紙、議案第1号 弘前広域都市計画下水道の変更について(弘前市決定)、議案第2号 弘前広域都市計画下水道の変更について(青森県決定)、議案参考資料の表紙、最後に議案説明資料となっております。

不足がございましたら、事務局までお知らせください。

本日は委員13名のうち、11名が出席されており、弘前市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、定足数を満たしておりますので、直ちに会議を開催いたします。

弘前市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が会議の議長となり会務を総理することとなっておりますので、北原会長、よろしく申し上げます。

(北原会長)

はい、それでは早速始めさせていただきます。

本日は付議案件として議案第1号、そして諮問案件として議案第2号、それぞれ下水道に関する説明があるかと思えます。

順にそれぞれ説明していただき、皆さんからご意見いただきたいと思えます。

早速、議案第1号 弘前広域都市計画下水道の変更について、よろしく申し上げます。

(高屋上下水道部総務課主幹兼係長)

弘前市上下水道部総務課の高屋と申します。

私の方から、弘前広域都市計画下水道の変更について説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

説明資料はお手元の議案説明資料を使いながら、説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

この資料の前半部分は、3月の審議会でご説明しており、同じ話になるかと思いますが、改めてご説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

1 ページ目をご覧ください。

都市計画変更の内容についてご説明したいと思います。

まず、津賀野に立地しております、青森県岩木川浄化センター敷地と弘前市下水処理場敷地面積の変更に伴う都市計画の変更について説明するものです。

変更する都市計画は資料の通りですが、青森県が決定するものは岩木川浄化センター区域を変更し約17万2千平方メートルから約18万1千300平方メートルに変更するものです。

次に、弘前市決定は、弘前市下水処理場の区域を変更し、約6万8千平方メートルから約5万8千700平方メートルにしようとするものです。

次のページからは、下水道及び変更する都市計画の概要について説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。

弘前市の下水道についてご説明します。

弘前市の下水道は、公共用水域の水質保全と地域住民の生活環境の改善を目的として、昭和37年からこちらの図の青く塗られている弘前市単独公共下水道区域内において、下水管渠などの整備を進め、弘前市下水処理場が完成後の昭和48年に下水の処理を開始しております。

また、昭和54年からは、当市を含む岩木川流域の4市3町1村の汚水を処理するための岩木川流域下水道事業を開始し、岩木川浄化センターが完成後の昭和62年4月に下水の処理を開始しております。

平成27年度に、弘前市単独公共下水道区域内の汚水処理を隣接する岩木川浄化センターへ統合しました。現在、弘前市下水処理場では雨水のみを処理しております。

参考までに、令和4年度末における下水道処理人口の普及率ですが、全国は81.0%、青森県は62.9%、弘前市は85.9%となっております。

3 ページ目をご覧ください。

下水処理場について説明いたします。

こちらの図は岩木川浄化センターと弘前市下水処理場の配置図となります。県決定の岩木川浄化センターと市決定の弘前市下水処理場が隣接しています。それぞれの処理場について令和5年3月31日現在の概要を説明いたします。

初めに、岩木川浄化センターですが、処理区名は岩木川処理区、処理面積は全体計画で7千711ヘクタール。処理能力は1日最大で9万9千立方メートル、処理開始は昭和62年4月、関連市町村等は青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、田舎館村、大鰐町、板柳町、津軽広域連合となり、これらの市町村からの汚水を受け入れております。なお、平成27年10月から津軽広域連合のし尿処理水の受け入れを開始しています。

次に、弘前市下水処理場ですが、雨水の処理能力は1日最大で2万900立方メートル、処理場名は弘前市下水処理場、供用開始は昭和48年6月となっております。なお、平成27年度から雨水のみ処理しております。

4ページ目をご覧ください。

下水処理の仕組みについてご説明します。

こちらの図は、各家庭や事業所などから出た汚水の処理の流れを表しています。

汚水の中に含まれている大きなごみや砂を沈めて取り除く沈砂池ポンプ棟を通ります。

次に汚水を緩やかに流し、小さなごみを沈める最初沈殿地を通ります。次に、汚水に微生物を多く含んだ活性汚泥と呼ばれる泥を混ぜて空気を吹き込み、汚水の中の有機物を栄養分として微生物を繁殖させ、汚濁物を沈みやすい固まりにさせるエアレーションタンクを通ります。次に、そのタンクで沈みやすくなった活性汚泥は最終沈殿地で沈められ、処理水と分けます。最後に、処理水は塩素混和池で消毒され河川に放流します。

次に、汚水処理過程で発生する汚泥は、濃縮し脱水後、敷地内の汚泥焼却炉において焼却し、焼却灰を場外へ搬出しております。

汚泥焼却設備の供用開始から21年が経過し、経年劣化に伴う機器の健全度の低下及び修繕等維持管理費の増加が懸念されるため、汚泥焼却炉に代わる施設として汚泥有効利用施設を導入するものです。

5ページ目をご覧ください。

変更する都市計画についてご説明します。

汚泥有効利用施設建設の計画においては、県の用地内ですべての施設の建設ができないため、市の用地の一部を利用する必要があることから、弘前市下水処理場の用地の一部を青森県へ売却するものでございます。

こちらの図が処理場の区域を変更する箇所を表した図となります。弘前市下水処理場の区域のうち、青い斜線で囲われたところが県決定の岩木川浄化センターの敷地となる部分です。

そのため、県決定、市決定の区域がそれぞれ変更となりますので都市計画変更の手続きを行うものです。

売却する用地は県の流域下水道の施設用地になることから、県決定である流域下水道の区域へ追加し、市決定である公共下水道区域から削除する弘前広域都市計画下水道の変更を行うこととなります。

変更する都市計画は、先ほど説明をしましたが、青森県決定は岩木川浄化センター区域を変更前の17万2千平方メートルから、変更後は約18万1千300平方メートルに拡張します。

弘前市決定は、弘前下水処理場区域を変更前の約6万8千平方メートルから、変更後は約5万8千700平方メートルに縮小します。

6ページ目をご覧ください。

都市計画変更のスケジュールについてご説明します。

始めに、都市計画変更原案説明会を令和6年2月19日月曜日に開催しました。都市計画変更の原案についての閲覧を令和6年2月19日月曜日から3月4日月曜日まで行いました。公聴会は3月21日木曜日に予定しておりましたが、公述の申し出がないため中止しております。

原案に対する意見がないことから原案を変更案とし、改めて変更案の公告及び縦覧を4月22日月曜日から5月10日金曜日にかけて行いました。なお、この期間中に変更案に対する意見書を提出する機会を設けましたが、提出はありませんでした。

本日5月31日は、都市計画法に基づき都市計画を調査審議する機関である弘前市都市計画審議会を開催し、市決定分の変更案について審議を行います。また、6月12日には青森県都市計画審議会を開催し、県決定分の変更案について審議を行います。

都市計画審議会において議決された場合には、7月に都市計画変更の決定告示を行う予定で進めております。

ここまでの3月に説明したものとなります。

次のページからは、汚泥有効利用施設について説明したいと思います。

7ページ目をご覧ください。

下水道法の一部改正についてご説明します。

処理された下水汚泥には、高い利用可能性があるものの活用は不十分となっている現状を踏まえ、平成27年5月に下水汚泥活用を促進させるため、「公共下水道管理者は、発生汚泥等の燃料又は肥料としての再生利用に係る努力義務が追加規定」とする下水道法の一部が改正されております。

8ページ目をご覧ください。

下水汚泥の有効利用についてご説明します。

国内における尿素、りん安、塩化加里といった主な化学肥料の原料は、ほぼ輸入に依存しており、特にりん安については、約62%を中国からの輸入が占めております。資料の真ん中の円グラフ

ラフとなります。また、肥料原料の国際価格も不安定化しております。

下水汚泥にはリンや窒素などの資源を含有しており、特にリンについては、国内の年間汚泥発生量約 230 万トンの中に、約 5 万トンを含有するなど、下水汚泥ポテンシャルを活かした肥料利用の拡大は、農林水産業の持続性に貢献するものとして期待されています。

9 ページ目をご覧ください。

下水汚泥再生利用のイメージについてご説明します。

下水汚泥再生利用にはいろいろな方法があり、下水の処理過程で発生するバイオガスを利用した発電を行う方法や、乾燥させ固定燃料としてエネルギー利用する方法、リンなどの肥効成分の回収やコンポストにより肥料として農業に活用する方法などがあります。

岩木川浄化センターではコンポストによる肥料化を行います。資料の中の赤い枠で囲ったところです。

10 ページ目をご覧ください。

下水汚泥資源の肥料利用の状況についてご説明します。

全国にある約 2 千の処理場のうち、下水道管理者による肥料化は 74 箇所、下水道部局以外では 35 箇所、民間企業による肥料化は 896 箇所において取り組みをしておりますが、発生する下水汚泥の一部を肥料化することとどまっております、全汚泥発生量に対する肥料利用の割合は 1 割程度となっております。

11 ページ目をご覧ください。

こちらは、下水処理で発生する汚泥、再生水、下水処理場で発生する熱や Co2 といった下水道資源を活用して栽培している作物の事例を紹介したものです。全国各地で食と下水道の連携が図られております。

12 ページ目をご覧ください。

青森県の下水汚泥処分の状況についてご説明します。

県内には、県や市町村が管理している下水処理場がありますが、特徴として、三八上北地方では民間による肥料化が盛んに行われている一方、津軽地方では焼却した後、セメントなどの建設資材として活用する割合が多くなっております。岩木川浄化センターにおいて、汚泥焼却設備に代わり汚泥有効利用施設を導入することで、県事業では、ほぼ全ての下水汚泥が肥料として有効活用されるものとなります。

13 ページ目をご覧ください。

汚泥有効利用施設、肥料化施設の整備運営事業についてご説明します。

施設完成後は、下水汚泥を肥料化し、製造した肥料を地域で利用することにより地産地消や農地還元による肥料の循環を目指していきます。

こういう形で目指していきたいと考え、右側の写真は佐賀県にある施設となりますが、イメージとしては、この写真のような施設を整備する予定となっています。

最後に、事業スケジュールです。令和7年度までに設計工事を行い、令和8年度から運営を開始する予定で進めております。

以上で、都市計画変更下水道の変更の説明を終わらせていただきます。

(北原会長)

ありがとうございました。

今の説明に関しまして、もしご質問とかご意見ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。石岡委員どうぞ。

(石岡委員)

肥料利用の割合が1割程度と低いのは、作ったはいいけどもう利活用されていないという理解でよろしいのでしょうか。

(高屋上下水道部総務課主幹兼係長)

下水汚泥は、全国的には主に焼いて埋め立ての処分としておりました。

ただ、下水道はもうどこにでも整備されていますので、その埋め立てをする処理場の確保というのが難しくなってきたことや、下水汚泥のリサイクルという機運も高まっていることを受けて、肥料化し農地などに還元する方法が増加してきました。せっかくあるものをうまく採用していこうという機運が今後も全国的には高まっていくかなと思っています。

(石岡委員)

視察などに行った際に、こういう施設の形態を見てきますが、具体的に業者と提携を組んで肥料を商品化して、農家さんや農協さんへ販売して野菜などに使うという一連の流れというのはできているのでしょうか。

(高屋上下水道部総務課主幹兼係長)

農家さんやJAに販売などを促していきたいとは考えてはいます。

ただ、具体的には、まだこれからのところになりますので、JAなどと連携しながら農家の方が購入できるような体制にしていきたいと考えています。

(北原会長)

まだ、流通する仕組みが整っていないということですね。

(高屋上下水道部総務課主幹兼係長)

はい。

(北原会長)

せっかくこのような取り組みを実施していく以上は、それをちゃんと充実するような仕組みを考えなければいけないということが石岡委員からのご意見だと思います。これから、しっかりと考えていただければと思います。

他にご意見のある方はありませんか。蛭名委員どうぞ。

(蛭名委員)

発生汚泥を堆肥化した肥料は臭気と言いますか、臭いは発生しないのですか。

(高屋上下水道部総務課主幹兼係長)

県担当者へ確認しましたが、臭いは発生しないとのことでした。

(蛭名委員)

こういう下水道の処理場でも、あそこにし尿処理場もありますし臭気の問題がかなり懸念されるので、そこは大丈夫かという確認です。

もうひとつ、この施設が完成したときに、肥料化するボリュームは年間どのくらいですか。

(高屋上下水道部総務課主幹兼係長)

県の勉強会では、1日当たり10トンぐらいをイメージしております。1年間だと3千トンぐらいを想定しています。

(北原会長)

ありがとうございました。他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

前の会議のときに、こういった経緯というものについてはお聞かせいただきました。

今日は具体的な話、今まさに石岡さんから、やる以上はそういったものをやっつけていかないと意味がないというご意見いただきました。

それを含めて、この案件につきまして、私たちが審議し結果として了解するという形にしていきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(北原会長)

ありがとうございました。では、付議案件と諮問案件と分かれてはいますが、どちらも弘前広域都市計画下水道の変更についてですので、議案第1号と議案第2号につきましては原案のとおり

り可決いたします。

以上を持ちまして、本日の審議を終了いたします。

委員の皆様には、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

< 4. 閉会 >

(佐々木都市計画課長補佐)

北原会長、ありがとうございました。これを持ちまして、本日の議事はすべて終了となります。

最後に、事務局から委員の任期についてお知らせいたします。

委員の任期は、今年9月26日までとなっております。現在のところ任期終了まで、開催案件はございません。今後、委員構成等々の検討を踏まえて、委員の皆様には就任依頼及び各団体の推薦依頼をする予定となっております。

皆様におかれましてはこれまで本審議会にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

事務局からは以上となりますが、まだ報酬等の手続きをお済みでない方は係の者が参りますので、しばらくお待ちいただければと思います。

また、市役所の駐車場をご利用の方がおられましたら認証をいたしますので、駐車券を係の者にお渡しいただければと思います。

本日は誠にありがとうございました。

【 1 6 : 0 0 閉会】